

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 遠 藤 真 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 1 月 4 日から 令和 8 年 1 1 月 1 1 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 1 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 福島地方裁判所郡山支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 2 月 2 日 午前 9 時 3 0 分 福島地方裁判所郡山支部
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 0 月 1 4 日から、当庁閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,890,000 7,912,000	一括	1,978,000	43,746	15,211
1	8,760,000				
2	1,130,000				

物 件 目 録

1 所 在 郡山市大槻町字前畑

地 番 32 番 10

地 目 田

地 積 298 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 郡山市大槻町字前畑 32 番地 10

家屋 番号 32 番 10

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 70.38 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 16 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 遠 藤 真 也

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

売却対象外の土地（地番 3 2 番 1）を通行のため利用している。

【物件番号 1】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室に別ファイルとして備え付けてあります。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

1 所 在 郡山市大槻町字前畑

地 番 32 番 10

地 目 田

地 積 298 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1

2 所 在 郡山市大槻町字前畑 32 番地 10

家屋 番号 32 番 10

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 70.38 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1



令和 8 年（ケ）第 29 号
令和 8 年 6 月 11 日受理
令和 8 年 7 月 16 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所郡山支部

執行官 穴 戸 真

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 郡山市大槻町字前畑

地 番 32 番 10

地 目 田

地 積 298 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1

2 所 在 郡山市大槻町字前畑 32 番地 10

家屋 番号 32 番 10

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 70.38 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 隣接地住民	1 本件物件1(32番10)には、D、E夫妻が長い間お住まいでしたが、お二人とも亡くなり、現在は空き家になっています。 (6月24日物件所在地で面談し事情聴取)
■ F(Aの実娘)	1 私は、本件土地・建物の共所有者Aの娘です。福島家庭裁判所での遺産分割手続でもAの許可代理人になっていましたので、本件事件のことは分かっています。 2 申立人A、B及び相手方Cは姉妹で、3人の母であるEが平成23年9月に亡くなった結果、本件土地・建物をそれぞれ3分の1ずつ相続しています。 3 本件物件2建物は、昭和60年11月に新築されたものですが、ずっとD、Eが住んでいました。誰かに貸したことはありません。 4 Eが亡くなった平成23年9月からは、時折Cが家の管理のため出入りをしていた程度で、ずっと空き家になっています。 5 福島家裁の遺産分割審判が出た後は、本件物件2建物の鍵は、私が預かっています。 6 新築後に増改築はされていません。家の中で犬や猫などのペットを飼ったこともありません。 7 本件物件2建物には、太陽光発電設備、床暖房設備及びカーポートはありません。物件2の玄関前である物件1土地の北西側に簡易物置(動産)があります。 8 平成23年3月の東日本大震災、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震による被害は特にありません。 9 本件物件1土地には、北側市道から人は出入りできますが、自動車で行きようとすると目的外土地(32番1)の公衆用道路を通行するしかありません。この土地は、私の祖父Dが5分の1の持分を有しており、周辺の住人が共有持分に基づいて通行していたようです。遺産分割手続の際に、この土地を対象とすることを失念しましたので、本件土地・建物の買受人と別途協議したいと思います。 (7月9日物件所在地で面談し事情聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、公図写し、各階平面図、建物図面、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件土地に隣接する各土地のうち、北側32番21は郡山市が所有する公衆用道路、南側32番1は、D他6名が共有する公衆用道路である。また、西側32番11、南側32番7及び東側32番9は、いずれも第三者所有の宅地である。
- 3 本件物件に関して調査、目視により見分した結果は、次のとおりである。
 - (1) 物件1土地について
 - ア 公簿上、地目が田となっているが、現況は宅地である。郡山市農業委員会に照会したところ、転用許可を得ることなく宅地に転用されているが、原状回復命令は行わないとのことであり、買受希望者は農業委員会の適格証明書は不要である。
 - イ 本件土地は南側以外の三方向はいずれもブロック塀で囲まれており、建物敷地以外の部分は未舗装である。
 - ウ 本件土地は、北側隣接地の目的外土地(32番21)である公衆用道路から人の出入りは可能であるが、自動車で進入する場合は、南側の市道から目的外土地(32番1)を通行する必要がある。この32番1の土地は、公簿上、本件申立人A、B及び相手方Cの父親である亡Dが、共有持分5分の1を有したままとなっているため、買受人は、本件物件購入後にDの相続人らとの間で、32番1の土地を通行することについて協議する必要がある。
 - (2) 物件2建物について
 - ア 昭和60年11月新築の建物であり、築後41年を経過し、平成23年9月から空き家となっていることから、経年経過による老朽化が著しい。特に和室1及び和室3の中央付近の床板がくさっており、上に乗ると床が抜けそうな状態になっている。
 - イ また、和室2及び和室3の内壁に亀裂が見られる他、建物の天井、内壁全体が経年による色褪せや汚れが目立つ他、外壁及び基礎部分の一部に亀裂が見受けられた。また、北側及び南側の雨樋の縦管が破損していた。
- 4 本件物件については、前所有者のEが平成23年9月に亡くなった後、令和8年2月の福島家庭裁判所の遺産分割審判によりA、B、Cが各3分の1ずつ共有することが確定し、令和8年4月にその旨の登記がなされたものである。よって、本件物件は、A、B、Cの3人が共有持分に基づき、居宅(空き家)として占有しているものと認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 8 年 6 月 1 1 日 (木) : - :	執行官室	郡山市役所税務課に対し、固定資産税に関して保有する図面の交付申請書を送付 (6 月 1 8 日受領)
R 8 年 6 月 1 1 日 (木) : - :	執行官室	福島地方法務局郡山支局に対し、全部事項証明書交付申請書を送付 (6 月 1 8 日受領)
R 8 年 6 月 2 4 日 (水) 1 5 : 1 0 - 1 5 : 2 0	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影、隣地住民から事情聴取
R 8 年 7 月 9 日 (木) 1 1 : 0 0 - 1 2 : 0 0	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行 関係人 F (A の実娘) から事情聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

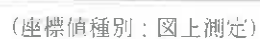
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

■ 令和 8 年 7 月 9 日
目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち会わせた。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



登記年月日：昭和61年2月14日

5853043

各階平面図

561、2、14

建物図平面図

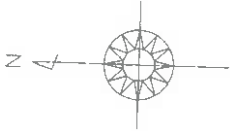
家屋番号	32-10
建物の所在	郡山市大槻町字前畑32番地/0

物件2

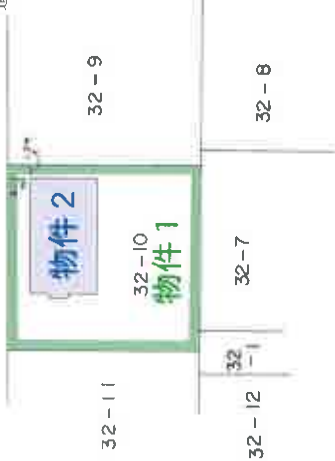


求積表

0.455 X	1.820	0.828100
10.920 X	6.370	69.560400
合計	70.388500	
床面積	70.38 ㎡	



道路



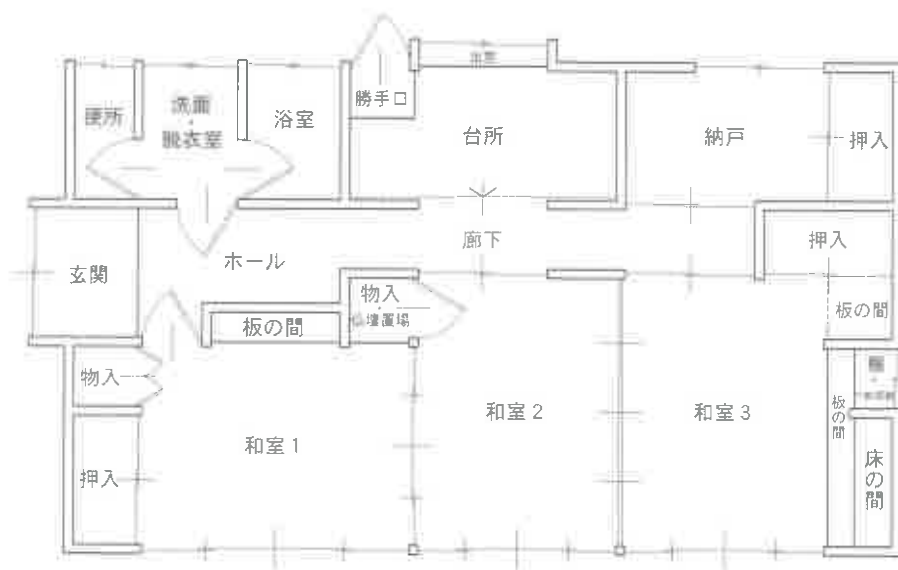
作製者	和61年2月10日作製	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	-------------	----------	-----	----------

(福島県土地家屋調査士会用品)

原寸を70%に縮小



建物間取図 物件 2



物件2



物件1

No. 1

物件2



目的外土地(32番21)

物件1

No. 2



目的外土地(32番1)

No. 3



床が抜けそうな箇所

No. 4

物件2:和室1(手前)及び和室2(奥)の状況



床が抜けそうな箇所
物件2:和室3の状況

No. 5



物件2:台所の状況

No. 6



物件2:浴室の状況

No. 7



物件2:和室3床の間の壁の亀裂

No. 8



No. 9

物件2:和室2内壁の亀裂



No. 10

物件2:南側外壁上部の亀裂



No. 11

物件2:北側基礎部分の亀裂



No. 12

物件1:北西部にある簡易物置(動産)

令和8年（ケ）第29号
令和8年7月9日現地調査
令和8年7月27日評価

福島地方裁判所郡山支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

佐藤 栄一

第1 評価額

一括価格	
金9,890,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金8,760,000円
物件2（建物）	金1,130,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所 在 地 番 地 目 地 積 共 有 者 共 有 者 共 有 者	郡山市大槻町字前畑 3 2 番 1 0 田 298m ² A 持分3分の1 B 持分3分の1 C 持分3分の1	宅地
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 共 有 者 共 有 者 共 有 者	郡山市大槻町字前畑 3 2 番地 1 0 3 2 番 1 0 居宅 木造瓦葺平家建 70.38m ² A 持分3分の1 B 持分3分の1 C 持分3分の1	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R東北本線「郡山」駅の西方約5.5km（道路距離、以下同じ。） 郡山市役所の西方約3.1km 郡山市立小山田小学校まで約700m 郡山市立大槻中学校まで約850m スーパー「ヨークベニマル大槻店」まで約150m		
付近の状況	当該地域は、郡山市街地の西部に位置し、店舗や郵便局等が見られる幹線道路（新さくら通り）の背後に、一般住宅や共同住宅が建ち並ぶ住宅地域である。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 埋蔵文化財の確認調査必要地区に該当 （特記事項参照）	
画地条件	北側間口 約17.5m、奥行 約17m、地積 298㎡ ほぼ正方形、二方路地、平坦 北側市道に約20cm高く接面 南側私道の行止り部分に等高に接面		
接面道路の状況	北側 幅員約4m 南側 幅員約4m	舗装市道 未舗装私道	（建築基準法42条1項1号） （建築基準法42条1項3号）
土地の利用状況等	土地共有者らが、目的土地上に物件2建物を所有し、占有している。 周囲は主に一般住宅や共同住宅の敷地となっている。		
供給処理施設	上水道 あり（特記事項のとおり） ガス配管 なし（供給エリア外） 下水道 あり（特記事項のとおり） （注） 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		

特 記 事 項

- <目的土地の登記地目が田であることに関連して>
目的土地の現況は宅地であるが、登記地目は田である。この点について、郡山市農業委員会によれば、現況が「非農地」で、「市街化区域」に存在すること等により、原状回復命令を行う予定はなく、競売手続における適格証明書も不要であるとのことである。
なお、令和7年度固定資産（土地・家屋）評価証明書によれば、目的土地は、固定資産税について現況地目が宅地として課税されている。
- <埋蔵文化財包蔵地について>
所管の郡山市文化振興課で確認したところ、目的土地は埋蔵文化財の「確認調査必要地区」（大槻前畑地区）に該当する。
同課によれば、「確認調査必要地区」は、表面調査が困難なため埋蔵文化財包蔵地の確認ができなかった場所のうち、埋蔵文化財が分布している可能性が高いと判断されている地域である。建て替え等の際には、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないため法律上の調査義務はないが、できる限り試掘調査に協力してほしいとのことである。
- <上水道について>
郡山市上下水道局の管理用図面で確認したところ、南側の新さくら通りに埋設されている水道本管から、南側接面道路に埋設されている個人共同管を経由して目的土地に水道が引き込まれている。
- <下水道について>
郡山市上下水道局の管理用図面で確認したところ、公共下水道供用区域で、北側市道に下水道本管が埋設されており、当該本管から宅内の公共ますに配管されている。
- 目的土地について、目視による外観確認を行った結果、地割れや陥没等は見られなかった。
- 目的土地は北側の市道に接面しているため、北側市道より目的土地へ出入りすることは可能である。しかしながら、目的土地に存する建物の配置上、車で出入りする場合には、新さくら通りから目的土地の南側に接面する私道（目的外土地、32番1）を通して目的土地へ出入りする必要がある。
この私道（32番1）は、目的土地共有者らの父親である亡Dが持分5分の1を有したままになっていることから、買受人は、当該私道の持分を得るため、目的土地共有者らと亡Dの持分の取得について協議する必要がある。

<南側私道（目的外土地）の登記情報>
所在：郡山市大槻町字前畑
地番：32番1
地目：公衆用道路
地積：246㎡
所有者：Dほか
- 目的土地の北西側に簡易物置（動産）が存する。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和60年11月25日 新築 経 過 年 数：41年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している。
仕 様	構 造：木造 屋 根：日本瓦 外 壁：スチールサイディング、プラスター 天 井：目透かし、吸音板、化粧石膏ボード、ビニールクロス等 内 壁：京壁、ボード貼り、プリント合板、ビニールクロス等 床：畳、フローリング、床シート、クッションフロアー等 設 備：電気・給排水衛生設備 その他：トイレは水洗
床 面 積 （ 現 況 ）	70.38㎡ ＊登記と概ね合致。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：別添間取図のとおり
品 等	やや劣る
保守管理の 状 態	劣る
建物の利用 状 況	建物共有者らが、居宅（空き家）として使用している。
特 記 事 項	○ 目的建物は建築後約41年が経過し、平成23年9月より空き家になっていることもあり、建物外部及び内部において経年による老朽化が著しい。目視を中心とした外観調査の結果、以下のような状況が確認された。 ＜建物外部＞ ・基礎や外壁について、一部ひび割れや亀裂が見られる。 ・北西側及び南西側の雨樋の縦管が破損している。 ＜建物内部＞ ・全体的に床にたわみが見られ、特に和室1及び和室3の中央付近の床は畳が抜けそうな状態になっている。 ・天井や内壁は経年による色褪せや汚れ等が目立つ。 ・和室2及び和室3の内壁に所々亀裂が見られる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	65,600	0.97	298.00	0.90	17,070,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価調査 郡山（県）－17

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 $63,500\text{円/㎡} \times 103.3 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 98 = 65,600\text{円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画 地 条 件：102%（方位）

◇地 域 格 差：街 路 条 件：100%（幅員+、系統連続性-）

交通接近条件：100%

環 境 条 件：98%（利便性等）

行政的 条 件：100%

格 差 率：98%

イ 個 別 格 差：街 路 条 件：100%

交通接近条件：100%

環 境 条 件：100%

画 地 条 件：97%（二方路地+、規模-）

行政的 条 件：100%

その他の条件：100%

格 差 率：97%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	200,000	70.38	0.02	280,000

ウ 現 価 率 :

- a 経過年数 41年
- b 経済的残存耐用年数 0年
- c 観察減価及び中古物件の市場性 60%
- d 残価率 5%
- e 現価率 2%

$$e = \left\{ d + (1-d) \times \frac{b}{a+b} \right\} \times (1-c)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	17,070,000	1.00	0.10	場所的利益	1,710,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲 : 物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土 地 利 用 権 等 割 合 : 土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	17,070,000	- 1,710,000		0.95	0.60	8,760,000
2	280,000	+ 1,710,000	1.00	0.95	0.60	1,130,000
一括価格(合計)						9,890,000

ウ 占有減価修正 : 特になし。

エ 市 場 性 修 正 : 買受人は、現在のままだと目的土地の南側に接面する私道(目的外土地、32番1)の持分を有さないことになるので、目的土地共有者らと当該私道の亡Dが有する持分の取得について協議する必要があるが、この点が目的物件の市場性・流通性に若干の影響を及ぼすものと判断し、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競 売 市 場 修 正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 郡山（県）－17

所 在 : 郡山市大槻町字中ノ平360番18

価 格 : 63,500円/㎡

位 置 : 「郡山」駅まで道路距離で約5.5km

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 166㎡

供給処理施設 : 水道、下水道

接 面 街 路 : 北東側6m市道

用 途 指 定 等 : 市街化区域

第1種低層住居専用地域

建ぺい率 40% 容積率 60%

地 域 の 概 要 : 中小規模の一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 : 8,786,232円

物件2 : 1,178,791円

第7 附属資料

公 図 写

各階平面図・建物図面写

土地建物位置関係図

建 物 間 取 図

以 上



(座標値) S=1/500



(座標値種別：図上測定)



登記年月日：令和6年2月14日

5853043

各階平面図

建物図平面図

561、2、14

家屋番号 32-10

建物の所在 郡山市大槻町字前畑32番地/0

物件2



求積表

0.455 X	1.820	=	0.828100
10.920 X	6.370	=	69.560400
合計			70.388500
床面積			70.38㎡

道路

物件2

32-10

物件1

32-9

32-7

32-8

32-11

32-12

作製者

令和6年2月10日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(福島県土地家屋調査士会用紙)

原寸を70%に縮小

土地建物位置関係図



建物間取図

物件 2

